物品売買契約書案

砺波地方介護保険組合（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　甲が乙から購入する物品の品名、規格及び数量は、標準準拠システム用 L2 スイッチ調達仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は、○○○○○○円（うち消費税及び地方消費税相当額○○○○○円）とする。

（納入）

第３条　物品の納入場所及び納入期限は、標準準拠システム用 L2 スイッチ調達仕様書のとおりとする。

（検収）

第４条　乙は、物品を持ち込んだときは、その旨を甲に通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して 10 日以内に、物品検収員をして、乙の立会いのうえ、当該物品を検収するものとする。

２　乙は、検収に立会いできないときは、代理人を立会いさせるものとする。

３　物品の所有権は、検収に合格したときに乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な費用は、乙の負担とする。

（引換え等）

第５条　乙は、検収の結果不合格となった物品を、遅滞なく、引き取り、速やかに、物品を納入するものとする。この場合における検収は、第４条の定めるところによる。

（契約代金の支払い）

第６条　甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に、乙に対して契約金額を支払うものとする。

（遅延損害金）

第７条　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、契約金額の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。

（遅延違約金）

第８条　甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年 3.0 パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収することがある。

（追完請求権）

第９条　納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

（契約金額減額請求権）

第 10 条　契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

２　契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

（準用）

第 11 条　前 2 条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除権の行使についても準用する。

（買主の権利の期間制限）

第 12 条　乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

（契約の解除）

第 13 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(1) 支払停止又は支払不能となったとき

(2) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
(3) 公祖公課の滞納処分を受けたとき
(4) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があった場合又は競売の申立があった場合
(5) 破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又は民事再生手続開始の申立があった場合
(6) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとし、またはその決議がなされたとき
(7) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
(8) 本契約上の債務の全部の履行が不能であるとき
(9) 相手方が本契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
(10) 本契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的が達することができないとき
(11) 本契約上の債務の履行をせず、相手方が催告しても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなとき
(12) 相手方が契約の履行について不正の行為をした場合
(13) この契約に関して相手方又は相手方の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は同法第 198 条の規定による刑が確定したときに該当するとき
(14) その他乙又はその代理人がこの契約に違反した場合
(15) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

２　甲は、乙が本契約の条項に違反し、相当期間を定めて履行の催告をしたが、相当期間経過しても履行がされない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

３　甲は、前２項により解除が行われたとき、乙に対し、損害賠償を請求することを妨げない。

（反社会的勢力の排除）

第 14 条　甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団､その他これらに準ずる者をいう。以下本条において同じ。）に該当しまたは、反社会的勢力と以下の各号の一にで

も該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 自己自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2　甲及び乙は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をしまたは暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し偽計または威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3　甲または乙が前各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により自己に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（秘密の保持）

第 15 条　乙又はその使用人は本契約期間中、予め甲の承諾を得て納入物品の納入場所に出入りできるものとする。

2　乙は、契約期間中はもとより契約期間終了後も、その業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 16 条　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部もしくは一部を第三者に対して譲渡し承継させ、又は担保に供することができない。

（準拠法）

第 17 条　本契約の解釈及び適用に当たっては、日本法が適用される。

（管轄裁判所）

第 18 条　本契約に関する一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第 19 条　本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に定める規定に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

（甲）

所在地　富山県砺波市栄町７番３号
名　称　砺波地方介護保険組合
代表者　理事長　夏　野　　修　印

（乙）

所在地
名　称
代表者　　印

標準準拠システム用L2スイッチ調達仕様書

第１　案件名称

標準準拠システム用L2スイッチ調達

第２　概要

本案件は、砺波地方介護保険組合が標準準拠システム移行作業途中及び作業完了後に使用する、L2スイッチの調達を行うものである。

第３　用語の定義

本仕様書に用いられる以下の用語は、別段の定めのない限り、次の用語によるものとする。

１　端末

標準準拠システム用のネットワークに接続しているデスクトップ型パソコン「ESPRIMO G6015/A」

２　標準準拠システム

国が定める地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準に適合した情報システム

３　プリンタ

標準準拠システム用のネットワークに接続しているレーザービームプリンター「Satera LBP453i」

第４　納入物品

納入物品は、「L2スイッチ」とする。

第５　条件、仕様等

１　納入物品共通事項

「第４　納入物品」全てに共通する条件、仕様等は、次のとおりとする。

(1) 納入物品は、全て正規品であること。

(2) 納入物品は、全て新品であること。

(3) 納入物品は、全て同一機種の同一型番であること。

(4) 当組合からの納入物品の操作方法等の問合せについて、令和９年１月４日から１年間対応すること。

２　仕様

納入物品の主な仕様は、別紙１のとおりとする。

（１）一括納入

別紙１記載の納入物品の納入期限及び納入場所は次のとおりとし、本案件の契約相手方は、納入期限まで、納入場所へ一括納入すること。

数量	納入期限	納入場所
23	令和８年 12 月４日	砺波地方介護保険組合事務所 （富山県砺波市栄町７番３号）

（２）通信障害対応

納入物品の保証及び保守期間内に、標準準拠システム用ルータ及び回線提供事業者より回線のトラブル連絡がない状況で、端末から標準準拠システムを利用できない等の通信障害が発生した場合、本案件の契約相手方が切り分けを実施すること。

（３）機器故障対応

納入物品の保証及び保守期間内に対象機器の故障が確認された場合は、本案件の契約相手方が修理対応、通信の復旧に必要な対応を行うこと。

本案件の契約相手方は、納入物品のメーカー保守サポートへの連絡窓口、受付時間及び連絡方法を、砺波地方介護保険組合に明示し、当該サポートを利用する場合、砺波地方介護保険組合に代わり手続きを実施すること。

（４）検収

本案件の検収は、次の手順で実施することとする。

ここで言う検収とは、契約に基づいて納入された物品について、その品質、規格、性能、数量等が契約内容に適合しているかどうかを、砺波地方介護保険組合が確認することである。

（手順）

ア　標準準拠システム移行事業者が、Windows 初期設定、標準準拠システムセットアップ及び動作確認を行う。

イ　本案件の契約相手方は、前記作業完了後、納入物品の検収に応じる。

なお、標準準拠システムのセットアップが未完了、または不具合が解消されていない状態では、納入物品の検収は行わない。

（５）不具合発生時の対応方針

本案件の契約相手方は、標準準拠システムのセットアップ又は動作確認において不具合が発生し、その原因が納入物品に起因する可能性がある場合、原因切り分け及び問題解決に向け、無償で標準準拠システム移行事業者及び

当組合へ技術的協力（機器交換・調査等）を行うものとする。

（６）免責事項

Windows の初期設定、各種ソフトウェア設定、標準準拠システム自体の仕様不備、アプリケーション障害、または標準準拠システム移行事業者の作業に起因する不具合については、本案件の契約相手方は、責任を負わないものとする。

別紙１

項番	項目	主な仕様
1.	区分	L2 スイッチ
2.	数量	23 台
3.	指定機種	CentreCOM GS908S-TP V2
4.	保守サービス	保守型番 Z7